

広島県告示第五百九十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百五条第一項第二号ロの規定によつて、平成二十九年広島県告示第四百一号で定めた加入区（区域及び区分）を次のとおり変更する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成三十年一月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成二十九年十二月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成二十九年十一月九日

広島県知事 湯崎英彦

変更前		変更後	
区	域	区	域
江田島市区域 (江田島市管内の美能、三高、沖、内能美、鹿川、大原、深江、大柿町、江田島、東江、切串の各漁業協同組合の地区)	一 三高漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	江田島市区域 (江田島市管内の美能、三高、沖、内能美、鹿川、大原、深江、大柿町、江田島、東江、切串の各漁業協同組合の地区)	一 三高漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業
三 美能漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	二 三高漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網またはたこつぼを使用して営む漁業	三 美能漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	二 三高漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網またはたこつぼを使用して営む漁業
四 美能漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業		四 美能漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業	

五

美能漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業

五

鹿川漁業協同組合の地区で主として小型定置網を使用して営む漁業

六

美能漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業

六

鹿川漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業

七

鹿川漁業協同組合の地区で主として小型定置網を使用して営む漁業

七

鹿川漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業

八

鹿川漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業

八

深江漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業

九

鹿川漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業

九

深江漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業

一〇 深江漁業協同組合の地区で小型定置網を使用して営む漁業

一〇 深江漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業

一八 大柿町漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未

満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業

一九 大柿町漁業協同組合の地区で総トン数一〇トン未

満の漁船

により主として刺し網を使用して営む漁業

二〇 濑戸内海機船
船びき網漁業

二一 一九二〇に掲
げる漁業以外の漁業

一九 一九十八に掲
げる漁業以外の漁業

一八 濑戸内海機船
船びき網漁業